

## 福島県気候変動適応センター設置要綱

### (設置)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条の規定により、本県における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、「福島県気候変動適応センター」（以下「適応センター」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 適応センターは、センター長、副センター長及びセンター職員をもって組織する。

- 2 センター長は、環境創造センター（以下「創造センター」という。）所長をもって充てるものとし、センターを総括する。
- 3 副センター長は、創造センター副所長及び生活環境部環境共生課長をもって充てるものとし、センター長の職務を補佐する。
- 4 センター職員は、次に掲げる者をもって充てるものとする。
  - (1) 創造センターの職員のうち、気候変動適応に関する業務を行う者
  - (2) 環境共生課の職員のうち、気候変動適応に関する業務を行う者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、センター長が必要と認める者

### (業務)

第3条 適応センターは、第1条に定める目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- (2) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報発信及び普及啓発
- (3) 気候変動影響の予測、評価及び研究
- (4) 市町村と連携した情報共有、情報発信及び普及啓発
- (5) 福島大学等と連携した情報共有、情報発信、普及啓発及び研究
- (6) 適応センター運営に係る会議の開催
- (7) その他気候変動適応を推進するために必要な業務

### (事務局)

第4条 適応センターの事務局は、創造センター及び生活環境部環境共生課に置く。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、適応センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。